

共済ながさき

ご家族の方と一緒にご覧ください

平成28年10月発行

第171号



もくじ

組合会議員選挙.....	2
ホームページのご案内.....	3
長崎県市町村職員共済会館の駐車場のご案内.....	3
標準報酬の育児休業等終了時改定について.....	4
組合員証等の検認へのご協力ありがとうございました！.....	5
被扶養者の取扱いの変更について.....	5
短時間労働者への被用者保険の適用拡大について.....	5
年金説明会を開催しています.....	6
本年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります.....	6
退職等年金給付に関するパンフレットを配付しました.....	7
よくわかる健康講座.....	8
お口の健康アドバイス.....	10
保健課からのお知らせ.....	12
介護休業手当金の給付率が引き上げられました.....	12
介護休業手当金と育児休業手当金の給付上限額が変更されました.....	12
お口のチェックが始まっています.....	13
第1回健康づくり研修を開催しました.....	14
健康づくり講座(地区別)を佐世保市役所にて開催しました.....	14
保証人と連帯保証人について正しい知識を持ちましょう.....	15
貯金事業のお知らせ.....	16
遺族附加年金事業の更新について.....	16

旧野首教会堂

(小値賀町)

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」から「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」へと名称を変更し、平成30年の世界遺産登録実現へ向け再スタートしました。

野崎島では過疎化が進み、住民全てが島を離れ、残された教会は一時荒廃してしまいましたが、小値賀町により修復・整備され、現在は野生化した鹿と共に生きています。

組 合 会 議 員 選 挙

平成 28 年 11 月中旬執行予定

● 共済組合の組織

私たち共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっていきます。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画、予算及び決算等の重要事項の審議、議決を行います。

● 議員の任期

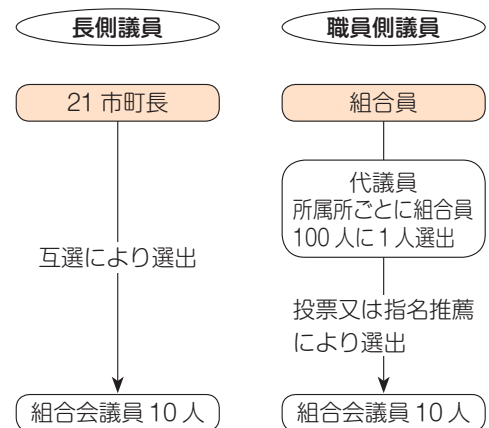
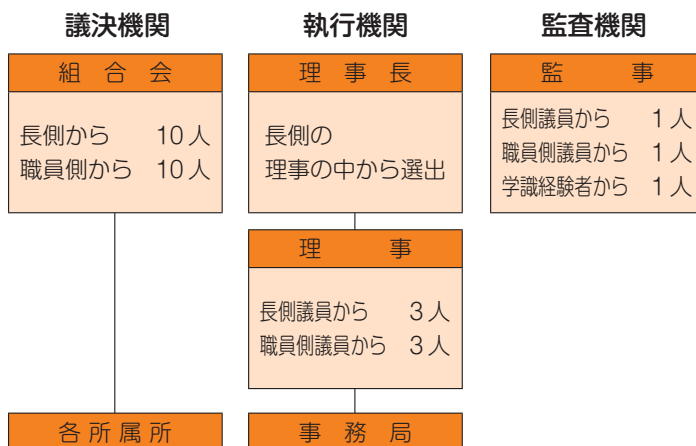
議員の任期は 2 年で、現在の議員は、平成 28 年 11 月 30 日をもって任期満了となります。

● 選挙の方法

市町長が選挙する議員（長側議員）は、【表 1】の選挙区ごとに市町長の互選により選出されます。

市町長以外の組合員が選挙する議員（職員側議員）は、【表 2】の選挙区ごとに選出された代議員の投票又は代議員の過半数の者に異議がない場合には代議員の指名推薦により選出されます。

なお、代議員は、所属所ごとに原則組合員 100 人に 1 人選出されます。



【表 1】市町長が選挙する議員の選挙区

選 挙 区		議員の数
第 1 区	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡の区域内の町	4
第 2 区	長崎市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、西彼杵郡の区域内の町、新上五島町	3
第 3 区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内の町	3

【表 2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選 挙 区		議員の数
第 1 区	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡の区域内の町、東彼地区保健福祉組合、南高北部環境衛生組合、島原地域広域市町村圏組合、県央地域広域市町村圏組合、雲仙・南島原保健組合、県央県南広域環境組合	3
第 2 区	長崎市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、西彼杵郡の区域内の町、新上五島町、長崎県市町村総合事務組合、地方独立行政法人長崎市立病院機構、長崎県後期高齢者医療広域連合、長崎県市町村職員共済組合	4
第 3 区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内の町、北松北部環境組合、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	3

ホームページのご案内



当組合のホームページでは、病気・ケガ等に関する短期給付、年金に関する長期給付についてのご案内や、特定健康診査・特定保健指導、福祉事業のご案内など新しい情報の提供を行っています。

また、手続き方法がすぐに分かる「こんなとき、こんな手続き」や、毎月公開される「人間関係スッキリ術」などの生活に役立つコンテンツも満載ですので、是非ご活用ください。

長崎県市町村職員共済組合

検索

ホームページはこちら →

<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>

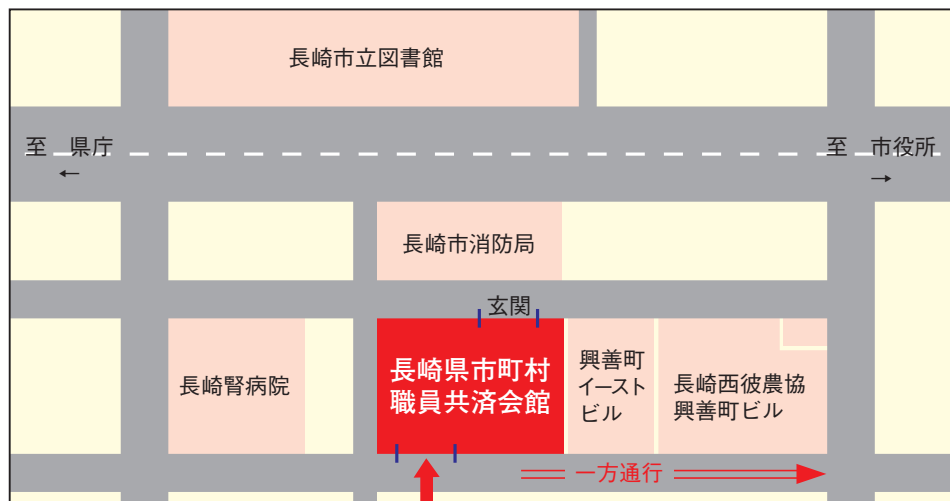
長崎県市町村職員共済会館の駐車場のご案内

組合員の皆様が、会議、研修等のため車を使用して長崎市内へお越しの際は、当組合の地下駐車場をご利用できます。ただし、台数に限りがありますので、ご利用できない場合があります。

ご利用の際は、以下の連絡先へ事前にご連絡願います。

連 絡 先	長崎県市町村職員共済組合 総務課庶務係 電話番号：095－827－3137
利用時間	午前8時30分から午後5時15分まで

地 図



地下駐車場出入口

標準報酬の 育児休業等終了時改定 について

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日にその育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間（支払基礎日数^{※1}が17日未満の月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定する育児休業等終了時改定を行うことができます。

※1 報酬が支払われる際に基礎となる日数のことを支払基礎日数といいます。

○ 育児休業等終了時改定の詳細な条件

- ① **組合員の申出**があった場合にのみ行う。
- ② **固定的給与^{※2}の変動がなくても**改定できる。
- ③ 育児休業等終了日に**3歳に満たない子**を養育している。
- ④ 育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、対象から除外される。
- ⑤ 育児休業等終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間の報酬の平均額から算定した標準報酬月額の等級と、現在適用されている標準報酬月額の等級とが**1等級以上の差**がある。
- ⑥ 育児休業等終了時改定は、育児休業等終了後、育児部分休業や育児短時間勤務に伴う勤務時間の短縮等により報酬が下がった場合が想定されるが、**時間外勤務手当や通勤手当等が減少した場合**も対象となる。

※2 報酬は「固定的給与」と「非固定的給与」に分けられます。

固定的給与：基本給（給料表の給料月額）、扶養手当、通勤手当など

非固定的給与：時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当など

○ 育児休業等終了時改定の事例

9月30日に育児休業から復帰し、9月時点での標準報酬月額が21等級（360,000円）の場合で、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」の提出があった場合

	育児休業取得前の報酬	10月の報酬	11月の報酬	12月の報酬
[固定的給与]	352,000円	348,000円	348,000円	348,000円
[非固定的給与]	5,000円	0円	0円	0円
[合 計]	357,000円	348,000円	348,000円	348,000円

10月から12月の平均報酬月額：348,000円

標準報酬月額：**20等級（340,000円）**

9月時点の等級と1等級以上の差が生じるため育児休業等終了改定の対象

育児休業等終了改定は、育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して**4ヶ月目**から標準報酬月額が変更されるため、この場合は、1月から標準報酬月額が**340,000円**になります！

産前産後休業を終了した組合員が改定できる産前産後休業終了時改定という制度もあります！改定の内容や条件は育児休業等終了時改定と同様です。

組合員証等の検認へのご協力 ありがとうございました！

平成28年5月から行っておりました組合員証等の検認にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、今回の調査において、対象者のうち、援助額の不足等により「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない方の被扶養者の認定を取り消す事例が多くありました。別居の被扶養者に係る援助額に関しては、

- ・ 3か月に1回（年4回）以上の援助があること。
- ・ 被扶養者の収入と援助額の合計が月に6万円以上あること。
- ・ 被扶養者の収入額以上の援助をしていること。

が必要となりますので、援助額が確認できる書類（通帳の写し等）は全て保管し、調査の際にご提出ください。

なお、援助方法は送金が客観的に確認できるものとし、手渡し等は認められませんのご注意ください。

被扶養者の取扱いの変更について

以下の取扱いを平成28年10月1日から変更します。

- ① これまで、組合員の兄・姉を被扶養者とする場合には、組合員と同居していることが必要でしたが、扶養要件を満たしていれば別居の場合でも扶養認定が可能となります。
- ② 共同扶養の場合の被扶養者の認定に関する判断基準は、基本的には年間収入の多い者の被扶養者としておりますが、扶養者それぞれの年間収入が同程度の場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者としております。ここでいう年間収入の同程度とは、年間収入額が多い方に対し、1割程度の差としておりましたが、1割未満の差に改正します。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大について

厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象者は、一般的に週30時間以上働く方となっておりますが、平成28年10月から加入要件が緩和され、従業員501人以上の企業で、週20時間以上働く方などにも対象が広がり、厚生年金保険・健康保険の適用が拡大されます。

このことにより、被扶養者の方や任意継続組合員の方が勤務先で健康保険に加入することとなった場合は、被扶養者や任意継続組合員の資格よりも勤務先の健康保険の資格の方が優先となりますので、被扶養者の認定取消や任意継続組合員の資格喪失のお手続きを共済組合に対して行っていただくこととなります。

年金説明会を開催しています

前号でお知らせしておりましたが、8月中旬から地区別に年金説明会を開催しています。今回、新たに10月31日に大村市での開催を下記のとおり追加しました。

今年度の定年退職予定の方や来年度に年金受給権が生じる方を基本的に参加対象としておりますが、それ以外の方でも参加可能ですので、希望される方は所属所の共済組合事務担当課までご連絡ください。(10月開催分については、既に報告期限を過ぎておりますが、各開催日の1週間程度前であれば、追加の参加希望もお受けできます。ただし、会場の収容人数等の都合により参加できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

また、11月開催分の報告期限を下記に掲載しています。皆様のご参加をお待ちしております。

記

○開催日追加	開催日	平成28年10月31日(月)
	対象所属所	大村市 ※対象所属所以外の方でも参加可能です。
	開催場所	シーハットおおむら
	開催時間	13時30分～16時
○報告期限	11月開催分	10月21日(金)が所属所から共済組合への報告期限となっています。こちらの日程に間に合うよう所属所の共済組合事務担当課まで連絡ください。

本年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

退職等年金給付に関するパンフレットを配付しました

これまで、何度か当組合から「退職等年金給付（年金払い退職給付）」について、パンフレットや広報誌などで組合員の皆様へお知らせしてまいりました。

8月に、退職等年金給付に関してより詳しい内容が記載されている「退職等年金給付のしくみ」（下図参照）というパンフレットを所属所の共済組合事務担当課を経由して全組合員の皆様へ配付していますので、必ずご覧ください。

〈主な掲載内容〉

- 一元化後の「経過的職域加算額」と「退職等年金給付」の概要
- 一元化前後での長期給付についての変更点
- 退職等年金給付の概要
 - ・積立方式の給付
 - ・給付の種類は3種類（受給要件等の内容）
 - ・退職年金の計算過程

第1ステップ「給付算定基礎額」の計算・確認

※組合員に対して、年1回通知

第2ステップ「年金額」の計算

○退職等年金給付についてのQ & A



また、上の第1ステップの「給付算定基礎額」の確認として、はがき形式の「給付算定基礎残高通知書」（下図参照）を、所属所の共済組合事務担当課を経由して組合員の皆様へ配付しています。通知書の詳細については前号をご覧ください。

項目	単位	金額	単位	金額
1. 基礎年金	円	5,300.00	円	7,950.00
2. 経過的職域加算額	円	5,300.00	円	7,950.00
3. 退職等年金給付	円	5,300.00	円	7,950.00
4. 給付算定基礎額	円	15,900.00	円	23,850.00

退職等年金給付に係る給付算定基礎残高通知書について

平成27年10月1日から、退職等年金給付制度による給付算定基礎残高通知書の発行が開始されました。この通知書は、退職等年金給付制度の運用に必要となる給付算定基礎残高の算定結果を通知するものです。この通知書は、退職等年金給付制度の運用に必要となる給付算定基礎残高の算定結果を通知するものです。

お問い合わせ先：退職等年金給付係（〒850-0001 長崎市中央公民館4階）

お問い合わせ先：退職等年金給付係（〒850-0001 長崎市中央公民館4階）

(※) 所属所コード・企業コード・部課所コード・証番号が表示されます。

よくわかる健康講座

ステキに歳を重ねましょう

C型肝炎における治療の進歩



長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
TEL 0957-27-2127 (直通)
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院
消化器内科医師 健診部部长 加治屋勇二

C型肝炎はウイルスによる感染症です。C型肝炎ウイルスが血液に入り込み、肝臓の細胞を破壊します。初期段階では自覚症状がないため感染に気づかないことも多く、急性の場合、まれに自然治癒してしまうこともあります。しかし、その多くは慢性肝炎となり、放置しておくると高い確率で肝硬変、さらには肝臓へと進行していきます。

C型慢性肝炎に対し、これまで主に行われてきたのは、インターフェロンによる治療です。

インターフェロンは抗癌剤としても用いられる抗ウイルス薬で、日本では1992年から適用が開始されました。インターフェロンはウイルスを排除する効果がありますが、長期間、大量に投与する必要があり、また、発熱や倦怠感、食欲不振など副作用を生じやすく、さらに日本人の感染者に多いジェノタイプ（遺伝子型）1型には効果が出にくいという問題がありました。

その後、飲み薬のリバビリンを併用する治療や、リバビリンとペグインターフェロンを併用する治療、さらに、2011年頃からはウイルス自体を破壊する直接作用型抗ウイルス薬が相次いで登場し、これらの薬を合わせて服用することで、治療が困難とされた1型に対しても80%近い効果を発揮できるようになりました。しかし、依然としてインターフェロンによる副作用や治療が長期に及ぶため、治療を希望しない人や中断してしまう人が少なくありませんでした。

2014年、ジェノタイプ1型向けにダクラタスビル（商品名ダグルインザ錠60mg）とアスナプレビル（商品名スンペプラカプセル100mg）という2つの飲み薬を併用する治療法が登場し、インターフェロンを用いない飲み薬のみによる治療（インターフェロンフリー療法）が可能となりました。C型肝炎ウイルスの薬剤耐性変異（Y93変異など）がある場合には効果が乏しいものの、治験では84.7%の著効率を達成しています。



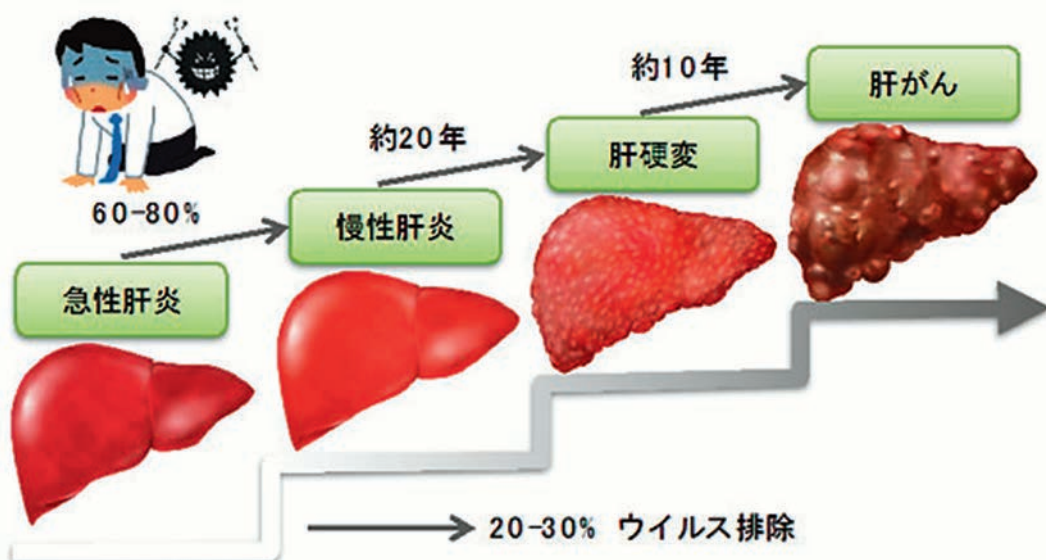
2015年5月、ジェノタイプ2型向けの治療薬で、リバビリンと併用することにより高い効果を発揮するソホスブビル（商品名ソバルディ錠400mg）が登場し、インターフェロンフリー療法が主流となってきました。

2015年9月、ハーボニー（商品名ハーボニー配合錠）が販売開始されました。ハーボニーはソバルディとレディパスビルの配合錠で、1型のC型慢性肝炎およびC型代償性肝硬変に適応のある飲み薬です。1日1回1錠12週間服用します。同じ1型向けのダクラタスビルとアスナプレビルの併用療法がダクラタスビル1日1回、アスナプレビル1日2回、服用期間が24週間あったことに比べると、ハーボニーは1日1錠で済むだけでなく、期間も半分に短縮されました。さらに、1型の日本人感染者を対象とした治験データでは、過去のC型肝炎の治療歴、代償性肝硬変の有無、インターフェロンに対する効果反応にかかわらず、100%の著効率を達成しています。ただし重度の腎機能障害または透析を必要とする腎不全の患者には使用できません。また、併用禁忌の薬剤があります。

2015年11月、ヴィキラックスの販売が開始されました。ヴィキラックスはハーボニー同様、1型のC型慢性肝炎、C型代償性肝硬変の患者を対象としており、1日1回2錠、12週間の服用で、国内での治験データでは、投与前にY93変異（薬剤耐性変異）が検出された患者で83.0%（39/47例）、Y93変異が検出されなかった患者で99.0%（301/304例）の著効率を達成しています。また、ハーボニーが使用できない重度の腎機能障害または透析を必要とする腎不全の方にも使用可能です。しかし、多くの併用禁忌薬があり、治療中は細心の注意が必要となります。

以上から、C型肝炎の大まかな治療方針は、腎機能障害が無ければハーボニー、腎機能障害があればヴィキラックスを選択することになります。ただし、ヴィキラックスはY93変異の有無で著効率が異なるので治療前の十分な説明と同意が重要です。いずれの薬剤も併用禁忌薬がありますので注意が必要です。また、残念ながら、日本では現在の所、いずれの薬剤も非代償性肝硬変（腹水、黄疸などを認める場合）には保険適応がありません。肝排泄型の薬剤であるヴィキラックスを非代償性肝硬変に使用するのは危険ですが、腎排泄型の薬剤であるハーボニーは海外では非代償性肝硬変にも使用可能です。日本でも早期の適応拡大が期待されます。

新薬の登場により、従来治療が困難とされた日本のC型肝炎治療にも明るい兆しが見えています。詳しくは各自治体の保健所や医療機関にご相談ください。



お口の健康アドバイス



医療情報委員会 委員

出口 繁 先生

生活習慣病の予防には、お口の健康づくりが大切です。
そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「**お口の健康
アドバイス**」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

平成元年から行われている8020運動は、80歳で20本の歯を保とうという活動です。80歳はまだまだ先だと思われるかもしれませんが、備えはこの世に生を享けた時から始まっています！またその先を見据えた活動も始動しています。本シリーズでは健康寿命を伸ばすヒントをお伝えします。

8020 運動の先にあるもの

〈怒らない、考えすぎない、のんびり暮らす、良く笑う、歯を丈夫に保つ、寺によく行く〉

これは今年7月に123歳で亡くなったベトナムの女性、グエン・ティ・チュさんの「長生きの秘訣」です。（年齢はベトナムの記録でギネス記録には認定されていない）どれも納得できることばかりですが、歯を丈夫に保つことが入っているのが仕事柄目につきました。しかし、「健康な歯を保って人生最後の食事までおいしくいただく」のは誰もが望むことと思います。チュさんもお口の中にもし痛みがあればのんびり暮らすことはできなかったでしょうし、歯が欠けたままなら思い切り笑うこともできなかったでしょう。また、よく噛んでなんでも食べることは叶わなかったかもしれません。

〈8020 運動の先にあるものとは〉

日本においては、どんな食材でも食べることができる20本以上の歯を保っている80歳以上の方は約4割と、1割程度であった20年前からすると確実に増えています。（8020運動）

ところが歯が残っていてもグラグラしていたり、むし歯で根だけになって噛める状態ではなかったりする方が多いのも実情です。するとよく噛めなかったり滑舌の悪化が起こったりしますが、それらにより生じた口の機能低下が全身の機能低下につながるということがわかってきました。これを「オーラルフレイル」（直訳すると歯・口の機能の虚弱）として平成27年よ

り予防する活動を日本歯科医師会と厚生労働省が行っています。

〈オーラルフレイルを予防するには〉

歯と口の機能低下は加齢性筋肉減少症（サルコペニア）や運動器症候群（ロコモティブシンドローム）の前兆と考えられ、オーラルフレイルを予防することが全身の健康に寄与することがわかってきました。予防には「社会性」「バランスの良い食事と歯・口の定期的な健康管理」「運動」が重要とされています。特に高齢期においては人とのつながりを保ったり、誰かと食事したりするなど「社会性」を維持することが求められていますが、これは現役のうちから備えておくことができるのではないのでしょうか。

〈バランスの良い食事と歯・口の定期的な健康管理〉

歯科として特にお伝えしたいのはこの部分ですが、そもそも歯と口は胃や小腸につながる「消化器」の入り口です。しかもただの入り口ではなく、ごはんやパンなどの炭水化物はここで唾液によって消化されます。したがって、しっかり噛んで食べないと炭水化物の消化がスタートしないまま胃に送り込まれることになるのです。またワカメなどは味噌汁の具としてよく使われると思いますが、しっかり噛み碎かないとそのまま排出されてしまいます。せっかく健康のために一手間かけたのが無駄になってしまうのです。まずはよく噛んで食べることが取り込んだ栄養素をしっかりと吸収するためには必要で、バランスの良い食事を召し上げる上での大前提だということをここでは強調したいと思います。

次号では、しっかり噛むために、どのように歯と口の健康を維持すれば良いのかお伝えします。

参考文献

朝日新聞 特派員メモ 2016年8月1日

日本歯科医師会ホームページ

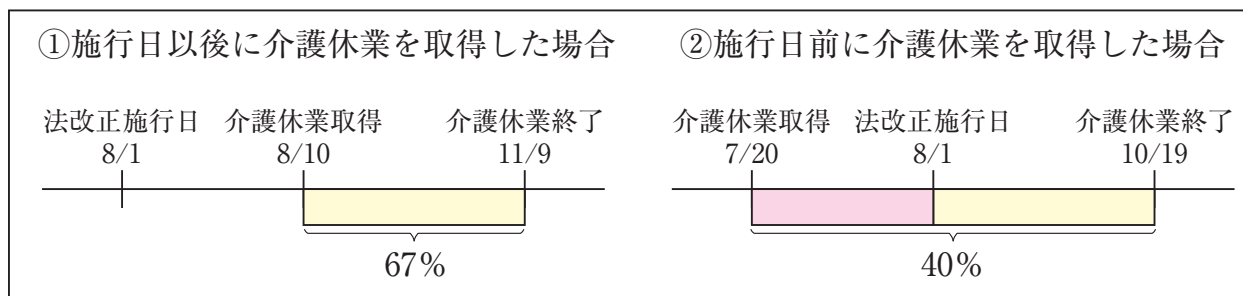
保 健 課 か ら の お 知 ら せ

介護休業手当金の給付率が引き上げられました

地方公務員等共済組合法の一部が改正され、平成 28 年 8 月 1 日以後休業開始された組合員を対象として介護休業手当金の給付率が 40%から 67%へ引き上げられました。

(介護休業手当金とは……)

組合員が、要介護状態にある配偶者、子、父母等の介護をするために一括して 2 週間以上の介護休業を取得し、報酬が支給されない場合に、3 か月を超えない範囲で支給される給付です。



介護休業手当金と育児休業手当金の給付上限額が変更されました

介護休業手当金と育児休業手当金の算定の基礎となる給付日額には、給付上限額が設けられています。この上限額が平成 28 年 8 月 1 日から次のとおり変更されました。

○介護休業手当金の給付上限額

変更前 7,750 円 → 変更後 7,718 円

※ 平成 28 年 8 月 1 日以後休業開始の場合は 12,927 円

○育児休業手当金の給付上限額

(180 日に達する日まで)

変更前 12,982 円 → 変更後 12,927 円

(181 日以降)

変更前 9,688 円 → 変更後 9,647 円

育児休業手当金給付日額は休業開始から 180 日に達する日までを給付率 67%、181 日以降を給付率 50%として算出します。

〈給付日額算定式〉

標準報酬月額 ÷ 22 × 給付率* / 100

※ 介護休業手当金給付率 67%または 40%

育児休業手当金給付率 67%または 50%

お口のチェックが始まっています

今年度も、歯・歯組織疾患の予防、生活習慣病予防の意識啓発を目的とした「お口のチェック」を実施しています。

《対象者》

組合員及び被扶養者（平成28年度に13歳以上（中学生以上）となる方）

※助成券は対象者全員に配付しています。

《事業内容》

- ・口腔診査 ……歯の状況等を確認
- ・口腔衛生指導 ……歯間ブラシ及びフロスを使用したブラッシング指導等

《医療機関》

長崎県内の共済組合が契約した歯科医院

（当組合のホームページ <http://www.nagasaki-kyosai.jp/> に掲載しています。）

様式第4号	
お口のチェック受診助成券	
受診年月日	平成 年 月 日
医療機関名	
所属所名	
組合員証	記号 番号
組合員氏名	
受診者氏名	
助成額等	【健診内容】 1. 口腔診査（歯垢清掃を含む） 2. 口腔衛生指導（うがい・歯磨きの予防、食事・生活習慣指導・ブラッシング指導） ※歯ブラシ及びフlossの交付あり
発行機関	〒850-0032 長崎市西善町6番3号 長崎県市町村職員共済組合 TEL 095(827)3137
有効期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

※ 受診希望者は裏面の受診者への注意事項を必ずお読みのうえ、受診してください。

受診の申し込み等詳細については所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

～受診者からの感想～

お口のチェック事業のおかげで毎年チェックに行くきっかけづくりになっています。

手入れしているつもりでも磨き残しがあつたりと、やはり年1回診ていただくと意識付けになり良いです。

歯や口の状況を確認するよい機会になりました。

説明も良く、関心がより強まり良かったです。

積極的に受診し、お口の健康づくりに取り組みましょう！



第1回健康づくり研修を開催しました

平成28年7月15日、長崎県市町村職員共済会館にて第1回健康づくり研修を開催し、「上司の立場から休職者への対応、チームマネジメントの方法を学ぶ」を研修テーマとして、長崎メンタルヘルス合同会社 金原 俊輔 氏にご講演、長浦 由紀 氏にグループワークの実演をしていただき、多数の方々が出席しました。



～受講者からの感想～

病気のことへの理解が深まった。対応の仕方など具体的に聞いた。

休職者がでた時の対応が想定できた。

これまでの対応でよかったのか、改めて学ぶことができてよかった。他町の苦勞も感じられ、参考となった。



健康づくり講座(地区別)を佐世保市役所にて開催しました

平成28年7月26日、佐世保市役所にて健康づくり講座（地区別）を開催し、「健康寿命を伸ばす健康診断活用法」をテーマとして、長崎女子短期大学 教授 草野 洋介 氏にご講演いただき、多数の方々が出席しました。



～受講者からの感想～

健康診断の結果の詳しい見方を学ぶことができて、良かった。

身近な内容で自身の健康、家族の健康を考えることにつながった。

とりあえず、健診を受ければいいと、それだけで安心していただいていた部分があったが、結果を一つ一つよく見ることも大切なことだと思った。



今後も健康づくり研修、各地区での健康づくり講座を開催予定ですので、積極的に受講しましょう！

組合員の皆様へ

保証人と連帯保証人について正しい知識を持ちましょう

【保証人とは何か？】

保証人とは、民法上の保証人と身元保証の身元保証人があります。ここでは、金融機関等の債権者と保証契約によってなされる保証人についてご説明します。この保証人というのは、担保の一種で「人的担保」と呼ばれ、万が一債務者が債務を履行できない場合は、その履行を債務者に代わって行うことを保証する人のことです。

なお、保証人には「保証人」と「連帯保証人」があり、この両者には違いがあります。

【保証人と連帯保証人の違い】

「保証人」と「連帯保証人」では、どちらも債務者の肩代わりをする可能性がある点では同じですが次のような違いがあります。

保 証 人	連帯保証人
・債務者が返済できない場合、代わりに返済します。 (催告の抗弁権、検索の抗弁権) ・保証人が複数いる場合、「保証人の数で等分した金額のみ」保証します。(分別の利益)	・債務者と同様の返済義務を負い、債権者から請求されると拒否できません。 ・保証人が複数いる場合でも「債務の全額」を保証しなければなりません。 ※「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」は認められておりません。

①催告の抗弁権（民法第 452 条）

債権者が債務者よりも先に保証人に支払い請求してきた場合、まずは債務者に請求するよう言う権利。

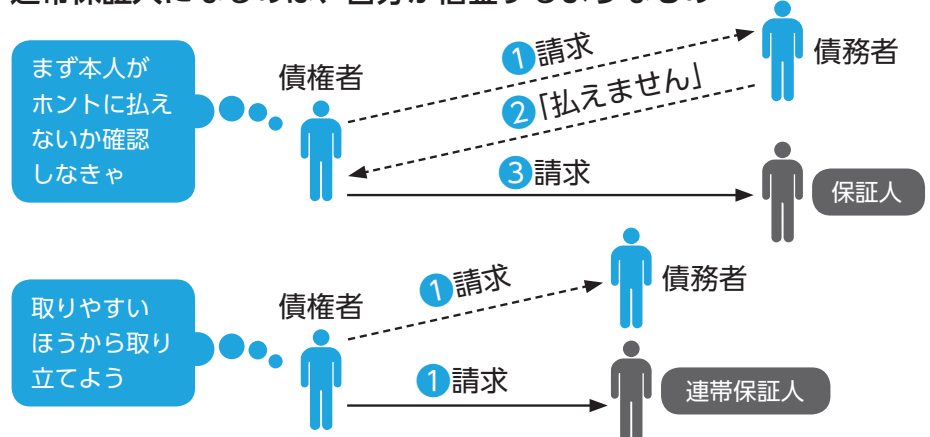
②検索の抗弁権（民法第 453 条）

債権者から保証人が請求を受けた際に、債務者に財産があることを証明し、その請求を拒否できる権利。

③分別の利益（民法第 456 条）

保証人が複数いる場合、一人が負うべき保証債務は頭数で平等に分けて分担した金額のみとなります。

連帯保証人になるのは、自分が借金するようなもの



【家族や親しい人に保証人を頼まれても慎重に検討してください】

「保証人」であっても「連帯保証人」であっても債務者に代わって債務を負うことに変わりありません。

特に「連帯保証人」になるということは「自分が借金すること」と同じだということを認識する必要があります。

ご自身が保証人を引き受けたことによって、万が一そのリスクが降りかかってきた場合は、ご自身だけでなく家族や周りの人にも影響が及ぶことも踏まえたうえで慎重に検討してください。



貯 金 事 業 の お 知 ら せ

《積立額の変更募集》

10月は積立額の変更募集月です。この機会に積立額の変更をご検討願います。
積立額の変更を希望される方は、各所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

- ◇提出書類： 積立貯金変更依頼書
- ◇提出締切日： 平成28年10月31日（月）必着
- ◇変更開始： 12月の給料及びボーナス分から変更されます。

『共済積立貯金』を始めてみませんか

共済積立貯金の特徴

- ☆積立は給料とボーナスからの天引き
- ☆利率は**0.60%**（半年複利 税引後 年0.47%）
- ☆積立額は1,000円単位
- ☆払戻は毎月2回
- ☆解約は毎月1回



ご不明な点や詳細については、共済組合経理課福祉係（TEL 095-827-3138）までお問い合わせ願います。

《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	締切日	送金日	締切日	送金日
平成28年11月	10月31日	11月15日	11月 4日	11月30日
	11月15日	11月30日		
平成28年12月	11月30日	12月15日	12月 5日	12月26日
	12月15日	12月26日		
平成29年 1月	12月26日	1月13日	1月 5日	1月31日
	1月13日	1月31日		

・払戻の限度額は払戻を行う前月の貯金残高です。

・貯金を始めてから1年未満の方は払戻できません。

・締切日までに共済組合に必着するよう手続き願います。

遺族附加年金事業の更新について

平成29年度の更新手続きの案内及び新規加入の募集については、11月から12月にかけて行う予定です。

遺族附加年金事業は、組合員の皆様に万一のことが起こった場合に、ご家族の生活の保障を行うもので、少ない負担で大きな安心が得られる制度です。

※制度の詳細につきましては、後日、配布しますパンフレットをご覧ください。